|  |
| --- |
| **２０１９年度　社会福祉法人いなほ福祉会**  **ワークショップゆう　事業計画書** |

１．基本方針

　障害の状況に配慮しつつ利用者が働く中で、その能力をいかんなく発揮し、生産活動をとおし社会的貢献や働く喜び、充実感を感じ取ることで、自らの存在価値を確認し、社会的自立をめざします。また、一人ひとりが互いに人格を尊重し、相互に助け合う集団づくりを通し豊かな成長をめざします。

　作業所生活を通して経験や生活の幅を広げ、豊かで充実した生活につながる支援を心がけます。

２．利用定員

　　　 定員　２０名　　　　　利用登録者　２３名

３．職員体制

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 定　数 | 現　員 | 内　訳 | |
| 常勤 | 非常勤 |
| 管　理　者 | １ | １ | １ |  |
| サービス管理責任者 | １ | （管理者が兼務) | （管理者が兼務) |  |
| 職業指導員 | １ | ５ |  | ５ |
| 生活支援員 | １ | １ | １ |  |
| 目標工賃達成指導員 | １ | ２ | ２ |  |
| 調　理　員 |  | ２ |  | ２ |
| 送　迎　員 |  | １ |  | １ |
| 嘱　託　医 | （１） | （１） |  | （１） |
| 計 | ５名 | １２名 | ４名 | ８名 |

４．営業日及び営業時間

　・月曜日から金曜日　　午前８時３０分～午後１７時

　・第３土曜日　　　　　午前８時３０分から午後１４時３０分

　　（行事等の都合で、第３土曜日以外になる場合もあります）

５．今年度の重点方針

　★成人分野　共通方針★

　①成人分野事業所での共通した課題を協働して取り組んでいきます。

　　・食品表示法施行に伴った食品表示の切り替えを、２０２０年３月末までに行います。

　　・成人分野事業所間で安全管理や衛生管理体制を統合管理として、課題の改善につなげます。

②福祉専門職員としての人材育成をすすめます。

・製造販売に偏りがちな実践を見直し、利用者を主体とした実践の質の向上をめざします。

・良質な人材育成と障害福祉サービスの質の向上のための研修等を通し、職員の支援スキルアップや支援者としての自覚を深めます。

　③利用者支援・業務管理システム（ＡＳＰ）を導入し、記録管理や事務処理の改善、個人情報データのセキュリティ構築をすすめます。

④成人分野管理者会議を行い、成人期全般の広範な課題や今後の方向性についての検討をすすめます。

★ワークショップゆう　重点方針★

①旧第２通園くじら建物を新たに賃貸借し、利用者が過ごすスペースを広げます。

・狭い空間を改善し、ゆとりある作業所生活を送ることが出来るようにします。

②職員集団の再構築を行います。

・利用者を主体とした支援を深めていけるよう、職員間での情報共有や連携を強化します。

・今後の事業展開に備え職員の資質と専門性を向上させることを目的として、研修やスキルアップにつながる機会を設けます。

・主体的な研修や学習を通して、自立した支援者となれることをめざします。

③きめ細やかなニーズ把握や支援につながるよう、支援計画やモニタリング、個別面談の進め

方を見直します。

６．利用者へのサービス

働くことや作業所での生活を通して、利用者が見通しをもって労働や生活に関われることを大切にする“ゆるやかな就労”という方針のもと、豊かな生活を実感できる支援の組み立てに努めます。

（１）就労継続支援Ｂ型個別支援計画に基づいた支援の実施

　　利用者のニーズに応え、より満足度の高い安定したサービスを計画的、かつ効果的に提供することに努めます。

また、事業所における個別支援計画に留まらず「他の障害福祉サービス」の活用等、ケアマネジメントの手法を活用し個別支援の充実に努めます。

（２）日課

|  |
| --- |
| 職員朝礼 　 　　　　　　　8:30～ 8:40  利用者朝礼 　　　　　　　9:10～ 9:20 |
| 作　　業　　 　　　　　　　 9:20～12:00（途中、交代で15分の休憩）  昼食休憩 　　　　　　　 12:00～13:00  　 作業・配達　　　　　　　　 13:00～14:15  清　　掃　　　　　　　　　 14:15～14:30  　 休 憩 14:30～15:00 |
| 利用者終礼 15:00～15:20  　 帰　　宅 15:20～  送　　迎　　 ①15:25～ ②15:30～　③15:40～  　 職員終礼　 16:00～16:15  職員業務　　　　　　　　　 16:15～17:00 |

（３）作業支援

具体的生産活動の中で、各自の能力に応じた適切な作業支援や技術支援を行い、働くことを通じ「達成感」や「責任感」を感じられるよう支援します。

　　また、一人ひとりが持っている力を引き出し、主体的に作業参加できることを大切にした支援を行います。

　①製パン、製菓事業の充実をすすめます

・パンや焼き菓子の価格や販路を見直し、収益アップを図ります。

・利用者が主体的に働く事を大切にしながら、無理のない範囲での商品の開発をすすめます。

②作業内容

　　・パンの製造、販売

　　・ゆぅキー、メロンビス、フレンチトーストの製造、販売

　　・製造販売に関する事務作業

　　・物品販売

（４）生活支援

基本的な生活を可能な限り「自立」できるよう支援します。その場合、支援が一方的な押しつけにならないよう「本人の主体」を大切にし、障害状況などにも配慮しながら支援します。

「自主性」や「自立性」が育まれる支援を大切にし集団づくりを通して社会性を育みます。

　　ドヤサー（土曜日開所）を継続し、平日に取り入れにくい余暇活動を充実し、生活体験の幅を広げる取り組みを行います。

　　ハイツでの宿泊体験実習をすすめ、緊急時の一時宿泊や将来の生活に備えた生活体験が出来るよう支援します。

（５）就労支援

　　一般就労への希望者に対し、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職場実習や求職活動への支援を行います。

（６）工賃の支払い

　　事業収入から、事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、工賃として支払います。また、工賃の水準を高めるよう努めます。

　　①給料支払日　　毎月２５日

　　②賞　与　　　　年２回　（６月と１２月）

（７）健康管理

　　年１回の健康診断を実施し、日常の健康管理、また家族・医療との連携を行い、健康維持・増進に努めます。

また、栄養のバランスを考えた給食等に配慮を行い、食事を通した健康増進にも努めます。

（８）通所

　　公共交通機関の最寄り駅まで距離があるため、必要に応じて乗車場所までの事業所による送迎を行います。

送迎が必要な利用者については、家族の負担軽減を図ることを目的に、事業所による送迎を行います。

　　通所時における安全確保は、家庭と事業所が協力しあって行うものとします。

　　新宮方面への行き帰りの送迎が可能となるよう、事業所による送迎体制の拡充を図ります。

（９）給食サービス

希望者に限り給食の提供をします。

１食につき３００円（食材費実費）を徴収します。

　　※行事等の場合、お弁当を注文して対応する場合があります。

　　　その場合のお弁当代は実費とします。

７，諸記録の整備

　　「作業所日誌」「ケース記録」「個別支援計画書」「サービス提供記録」「事故報告書」「苦

情解決に関する記録」「虐待防止に関する記録」等、必要な書類の整備を行います。

８．利用者のプライバシーの確保（個人情報管理）

　　人権擁護の立場から、個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

　　職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。さらに、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

９．非常災害対策（安全管理）

　　天災及びその他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

　　　・避難訓練の実施　　（　７月・１月 ）

　　　・消防設備等の点検　（　９月・３月 ）

１０．虐待の防止、人権擁護のための措置

　　利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講じます。

１１．苦情解決のための措置

　　利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な 措置を講じます。第３者委員との会合を年１回開催します。

　　苦情解決責任者　 野　々　江　美

　　苦情解決担当者　 田　中　洋　平

　　第 ３ 者 委 員　 那智勝浦町役場　福祉課福祉厚生係

１２．職員（支援者）の支援技術の向上

（１）職員会議の実施（月２回／１回は支援職員全員）

（２）ケース会議の実施（随時）

（３）研修の実施

　　　・「研修計画」の策定

　　　・各種研修会への目的別参加

（４）職員の個人目標設定、並びに職員の自己評価を実施します。

１３．家族会

利用者、家族、事業所が相互に情報交流を行い、利用者への支援や必要な環境づくりを共にすすめます。

　　年１回、個別に家族との懇談を実施します。さらに、隔月での「家族会」や、利用者・家族・職員の懇親を目的に年１回の「交流会」を開催します。

１４．事務・財務管理

（１）会計処理の適正を図ります。

（２）請求事務の適正を図ります。

（３）経費の省力化を図ります。

１５．その他の業務

（１）きょうされん、わされんの運動をすすめます。

（２）啓発活動（地域住民の理解の促進）に努めます。

（３）地域との協力に努めます。